

閱覽用

令和6年 第10回

神埼市農業委員会 定例総会議事録

令和6年10月3日

神埼市農業委員会

令和6年 第10回 神崎市農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和6年10月3日(木) 午前9時30分開催

2 開催場所 神崎市役所 2階共用会議室

3 出欠者の状況

出席委員 12名

欠席委員 0名

傍聴人 0名

議席番号	役職	氏名	出欠
1	会長	西村睦雄	出
2	副会長	野田 豊	出
3	委員	嘉村尚文	出
4	委員		
5	委員	中原和之	出
6	委員	貞島清秀	出
7	委員	重松秀明	出
8	委員	野副高司	出
9	委員	樋口康明	出
10	委員	井手元博	出
11	委員	島崎元次	出
12	委員	田中郁英	出
13	副会長	吉浦文雄	出

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

13番 吉浦文雄副会長 2番 野田 豊副会長

日程第2 会議書記の指名

事務局 事務局長 山口秀利 係長 大隈裕次

日程第3 付議事件

議案第1号 農地法第5条許可指令書の取消願いについて 1件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 7件

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 4件

議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定に基づく神崎市農用地利用集積計画 所有権移転関係について 1件

議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定に基づく神崎市農用地利用集積計画 利用権設定関係について 34件

議案第6号 農振除外申請に伴う事前審査について 6件

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について 6件

5 説明のため出席した職員

【農業委員会事務局職員】

事務局長 山口秀利

農政農地係 係長 大隈裕次

農政水産課 主事 曾田流星

6 会議の概要

(開会)

事務局長

皆様、おはようございます。

本日も大変お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

本会におきましては、今後も継続して感染症等拡大防止に心掛け、円滑な議事の進行についてご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、着席して、議事を進めさせていただきます。

令和6年 第10回神崎市農業委員会定例総会の開催にあたり、会長よりご挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

会長

皆様、おはようございます。10月になり、先日までの暑さもここ数日は次第に涼しいと感じられるように思います。

稲刈りも山間地ではたぶん終わりを迎え、平坦部もそろそろ忙しくなります。県内も早場米の地域はほぼ刈り終えたと聞きました。こちらはこれから本番を迎えて忙しくなりますので、体調管理には十分に気をつけていただき、多忙な時期を乗り切っていただきたいと思います。

只今より令和6年 第10回 神崎市農業委員会総会を開会します。

(総会の成立)

事務局長

本日の出席委員は12名です。 本日の総会は成立いたします。

(議長登壇)

事務局長

これより議事に入りますが、神崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長に議長をお願いいたします。 よろしくをお願いいたします。

議長

それでは、お手元の総会次第に沿って、議事を進めます。

○日程第1 議事録署名委員の指名

神崎市農業委員会 会議規則 第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は、13番 吉浦副会長 2番 野田副会長を指名します。 よろしくをお願いします。

議長

○日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記は、事務局の山口局長、大隈係長を指名します。

議長

○日程第3 付議事件

議案は、議案第1号から第5号までの、6議案の 53件です。

報告は、報告第1号の 6件です。

ご審議、ご決定賜りますよう、よろしくをお願いします。

議長

只今から議事に入りますが、質問のある方は、挙手をして、指名を受けてから、必ずマイクを通して議席番号、お名前の後に発言されるようお願いいたします。

(議案第1号 申請番号1番は申請者の出席は求めず)

(議案第1号 農地法第5条許可処分取消関係)

議長

議案書の1ページをお願いします。

第1号議案 農地法第5条許可指令書の取消願いについてを議題とします。 事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、申請番号1番を議案書により説明】

第1号議案、農地法第5条許可指令書の取消し願いについて説明いたします。

この制度につきましては、農地転用の申請を行い、許可を受けたものの、諸事情により事業を実施出来なくなった場合において、許可を取り消す手続きとなっております。

申請番号1番、申請地の所在は、神埼町志波屋 字〇〇 〇〇番〇〇の外1筆、畑2筆の 503㎡であります。

転用の目的や取消の理由、貸付人、借受人などは記載のとおりです。

位置図などにつきましては、2ページと3ページに添付しております。

取消の理由については、家庭環境の変化により事業の実施が困難になったとのことです。

なお、この後の法5条許可申請により、この土地において新たな転用者が一般住宅の転用申請を予定しております。 説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

委 員

このあと、新たに転用申請があるんですね。

事務局

はい、法第5条の規定による許可申請があります。 ご審議いただきます。

(質疑等無い模様)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 議案第1号、農地法第5条許可指令書の取消願いについて、承認する方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員承認であります。 よって本件は、申請のとおり承認します。

(議案第2号 申請番号1番は申請者の出席を求めず)

(議案第2号 農地法第5条関係)

議 長

議案書の4ページをお願いします。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について議題とします。

申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第2号、申請番号1番を議案書により説明】

申請番号1番、申請地の所在は、神埼町志波屋 字〇〇 〇〇番〇〇の外3筆の、畑4筆 585㎡であります。先ほど第1号議案の農地法第5条許可指令書の取消しを認めていただいた案件の新たな許可申請であります。

転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は所有権の移転で、農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。

また、転用許可基準につきましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当すると判断します。

位置図などにつきましては、8ページと9ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図などがあり、資金については融資証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。申請番号1番について、地区担当委員のご意見ををお願いします。

委 員【地区担当委員の意見】

第2号議案の申請番号1番の申請は私の担当地区です。申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の推進委員、申請者、事務局とともに、現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で周囲の営農に支障が無いように計画されており、地区の同意もありますので問題は無いと思います。

みなさまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長

これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)
(質疑等無い模様)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 議案第2号、申請番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本件は、原案のとおり許可します。

(議案第2号 申請番号2番は申請者の出席を求めず)

(議案第2号 農地法第5条関係)

議 長

申請番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第2号、申請番号2番を議案書により説明】

申請番号2番、申請地の所在は、神埼町志波屋 字〇〇 〇〇番〇〇の畑1筆 142㎡であります。

転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は所有権の移転で、農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。

また、転用許可基準につきましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当すると判断します。

位置図などにつきましては、10ページと11ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図などがあり、資金については残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。 説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 申請番号2番について、地区担当委員のご意見をお願いします。

委 員【地区担当委員の意見】

第2号議案の申請番号2番の申請は私の担当地区です。申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の推進委員、申請者、事務局とともに、現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で周囲の営農に支障が無いように計画されており、地区の同意もありますので問題は無いと思います。

みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議 長

これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑等無い模様)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。議案第2号、申請番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本件は、原案のとおり許可します。

(議案第2号 申請番号3番は申請者の入室を確認する)

(議案第2号 農地法第5条関係)

議 長

議案書の5ページをお願いします。

申請番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第2号、申請番号3番を議案書により説明】

申請番号3番、申請地の所在は、神埼町志波屋 字〇〇 〇〇番〇〇の外3筆の、田4筆 9, 882㎡であります。

転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は所有権の移転で、農地区分につきましては、宅地化の状況が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域でその規模が概ね10ha未満であることから第2種農地と判断します。

また、転用許可基準につきましては、周辺の他の土地に立地することが

困難な場合は許可し得るに該当すると判断します。

位置図などにつきましては、12ページと13ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図などがあり、資金については議決書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。

なお、今回の申請につきましては、城原川ダム建設に伴い移転を余儀なくされる水没予定地住民の早期の生活再建を図るために〇〇を行う内容となっております。

本来〇〇のみを目的とした農地転用は原則禁止とされておりますが、農地法施行規則57条第1項第5号に規定するものに限り例外的に認められており、その一例として、その他土地開発公社等が住宅又はこれらに付帯する施設の用に供される土地を造成する場合となっております。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。申請番号3番について、地区担当委員のご意見をお願いします。

委 員【地区担当委員の意見】

第2号議案の申請番号3番の申請は私の担当地区です。申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の推進委員、申請者、事務局とともに、現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で周囲の営農に支障が無いように計画されており、地区の同意もありますので問題は無いと思います。

地域としても、移転される方の早期の生活再建につながるように思っております。みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議 長

これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

委 員

早く〇〇を決めて、移転者の生活再建につなげたいかと思えます。

委 員

耕地の耕作者だけでなく、〇〇の地区の理解が重要かと思えます。

(他に質疑等無い模様)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

申請者は退出してください。 おつかれさまでした。
(申請者の退出を確認する)
(採決)

議 長

これより採決します。 議案第2号、申請番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本件は、原案のとおり許可します。

(議案第2号 申請番号4番は申請者の入室を確認する)
(議案第2号 農地法第5条関係)

議 長

申請番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第2号、申請番号4番を議案書により説明】

申請番号4番、申請地の所在は、神埼町田道ヶ里 字〇〇 〇〇番〇〇の外5筆の、田5筆と畑1筆の計6筆 12, 112㎡であります。

転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は所有権の移転で、農地区分につきましては、鉄道の駅から500mの距離内にあることから第2種農地と判断します。

また、転用許可基準につきましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当すると判断します。

位置図などにつきましては、14ページと15ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図などがあり、資金については議決書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。

なお、こちらの申請につきましても、先程審議いただきました案件と同様に城原川ダム建設に伴う〇〇となっております。 説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 申請番号4番について、地区担当委員のご意見をお願いします。

委 員【地区担当委員の意見】

第2号議案の申請番号4番の申請は私の担当地区です。 申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の推進委員、申請者、事務局とともに、現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で周囲の営農に支障が無いように計画されており、地区の同意もありますので問題は無いと思います。

私や地区推進委員としましても、移転される方の早期の生活再建につながればと願っております。みなさまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長

これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。
(質疑・応答)

委 員

先ほどの案件と同様に、早く〇〇で関係者がいち早く生活再建できるように願います。それにはとても良い立地ではないかと思います。

委 員

市でも一等地じゃないかというところなので、率直に地価が高そうですね。元々の地域とコミュニティーが取れる環境となることを願います。
(他に質疑等無い模様)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。
申請者は退出してください。おつかれさまでした。

(申請者の退出を確認する)
(採決)

議 長

これより採決します。議案第2号、申請番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本件は、原案のとおり許可します。

(議案第2号 申請番号5番は申請者の入室を確認する)

(議案第2号 農地法第5条関係)

議 長

議案書の6ページをお願いします。
申請番号5番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第2号、申請番号5番を議案書により説明】

申請番号5番、申請地の所在は、神埼町本堀 字〇〇 〇〇番〇〇の外5筆の、田6筆 8, 718 m²であります。

転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は所有権の移転で、農地区分につきましては、特定土地改良事業等の施工区域内農地であることから第1種農地と判断します。

また、転用許可基準につきましては、住宅、その他申請に係る土地の周辺に居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当すると判断します。

位置図などにつきましては、16ページと17ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図などがあり、資金については残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。申請番号5番について、地区担当委員のご意見をお願いします。

委 員【地区担当委員の意見】

第2号議案の申請番号5番の申請は私の担当地区です。申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の推進委員、申請者、事務局とともに、現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で周囲の営農に支障が無いように計画されており、地区の同意もありますので問題は無いと思います。

みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議 長

これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

委 員

周囲に既に許可された〇〇がありますので、事業適地と思います。

委 員

事業地からの排水経路に問題がなければ、ここが〇〇になるのは周囲の状況からしても仕方ないかと思えます。

(他に質疑等無い模様)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

申請者は退出してください。 おつかれさまでした。

(申請者の退出を確認する)

(採決)

議 長

これより採決します。 議案第2号、申請番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本件は、原案のとおり許可します。

(議案第2号 申請番号6番は申請者の出席を求めず)

(議案第2号 農地法第5条関係)

議 長

申請番号6番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第2号、申請番号6番を議案書により説明】

申請番号6番、申請地の所在は、神埼町本堀 字〇〇 〇〇番〇〇の、田1筆 1, 311㎡であります。

転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は所有権の移転で、農地区分につきましては、申請地の四方が宅地に囲まれていることから第3種農地と判断します。

また、転用許可基準につきましては、許可し得ると判断します。

位置図などにつきましては、18ページと19ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図などがあり、資金については残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。 説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 申請番号6番について、地区担当委員のご意見を申し上げます。

委 員 【地区担当委員の意見】

第2号議案の申請番号6番の申請は私の担当地区です。 申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の推進委員、申請者、事務局とともに、現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる

土地で周囲の営農に支障が無いように計画されており、地区の同意もありますので問題は無いと思います。

みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議 長

これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑等無い模様)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。議案第2号、申請番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本件は、原案のとおり許可します。

(議案第2号 申請番号7番は申請者の入室を確認する)

(議案第2号 農地法第5条関係)

議 長

議案書の7ページをお願いします。

申請番号7番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第2号、申請番号7番を議案書により説明】

申請番号7番、申請地の所在は、神埼町尾崎 字〇〇 〇〇番〇〇の外6筆の、田6筆と畑1筆の合計7筆 11,095㎡であります。

転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は所有権の移転で、農地区分につきましては、特定土地改良事業等の施工区域内農地であることから第1種農地と判断します。

転用許可基準につきましては、農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設に該当します。

位置図などにつきましては、20ページと21ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図などがあり、資金については残高証明書及び融資証明書があり、行政庁などとの必要な事前確

認は済んでいて、周に支障が無いよう計画されております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。申請番号7番について、地区担当委員のご意見をお願いします。

委 員【地区担当委員の意見】

第2号議案の申請番号7番の申請は私の担当地区です。申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の推進委員、申請者、事務局とともに、現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で周囲の営農に支障が無いように計画されており、地区の同意もありますので問題は無いと思います。

みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議 長

これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。
(質疑・応答)

委 員

農振除外の事前審査から結構期間が経っているので、事業はとん挫したかと思っていました。これが資源の循環に寄与することと地域に雇用が出来れば良いと思います。

委 員

排水対策は示してありますが、臭気対策は大丈夫ですか。

申請者

地区説明の場でも質問されましたが、敷地内の排水対策と共に技術的に十分対応できるものを用意しております。臭いが全く無いとは言えないので、臭いがどのレベルであれば改善が必要だとか、適切に現場管理をやっていきますと地区にお伝えしています。

委 員

技術的なことは理解しにくいので、事業が稼働後に地区と何かあった場合にいつでも協議ができる体制を整えてほしいです。

(他に質疑等無い模様)

議 長

ご質疑ありませんか。

(ありませんの声あり)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。
申請者は退出してください。 おつかれさまでした。

(申請者の退出を確認する)
(採決)

議 長

これより採決します。 議案第2号、申請番号7番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本件は、原案のとおり許可します。

(議案第3号 農地法第3条関係)

議 長

次に、議案書の22ページをお願いします。
議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第3号、議案書を基に説明】

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

申請番号1番は、親より子へ農地を贈与するものであります。 位置図は23ページに添付しております。

2番は、認定農業者が、農地を売買で譲り受けるものであります。位置図は24ページに添付しております。

3番は、世帯で借り受けていた農地を、子が譲り受け人として売買で譲り受けるものであります。 位置図は25ページに添付しております。

4番も、借り受けていた農地を売買で譲り受けるものであります。位置図は26ページに添付しております。

いずれも許可申請の要件は、農地法第3条の各号にある許可基準を満たしております。 説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑等無い模様)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 議案第3号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本件は、原案のとおり許可します。

(議案第4号 基盤強化促進法第18条第1項 所有権移転関係)

議 長

次に、議案書の27ページをお願いします。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、所有権移転関係について議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第4号、議案書を基に説明】

議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部改正法の規定に基づく神崎市農用地利用集積計画 所有権移転関係について説明いたします。

これは、佐賀県農地中間管理機構である佐賀県農業公社の受託事業で、農地の譲り渡し人の申出により、農地のあっせん売買を委ねられた農振・農用地区域内の農地について、地区担当委員などによる調整活動を経て、地域の担い手農業者などへ農地を集積・集約する目的で行うものであります。

議案書は左から、申請農地の所在、地番、地目、面積、10a当たりの価格、譲り渡し人、譲り受け人、利用目的、売買価格、そして移転や引渡の時期となっております。

1番につきましては、9月の定例総会でご承認いただき、佐賀県農業公社(佐賀県農地中間管理機構)が一時買入れた農地について、地域の認定農業者の経営規模拡大として売り渡すものであります。

位置図は28ページに添付しております。 説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)
(質疑等無い模様)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 議案第4号、農用地利用集積計画、所有権移転関係について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本件は、原案のとおり決定します。

(議案第5号 基盤強化促進法 農用地利用集積計画 利用権設定関係)

議 長

次に、別冊の議案第5号をお願いします。

農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画、利用権設定関係について議題とします。

(総括表の説明)

議 長

最初に、1ページの総括表について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第5号、議案書の総括表を基に説明】

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について説明いたします。

法令に基づき農業経営基盤強化促進事業を実施する場合は、市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならない、となっておりますので、総会での議決を求めるものであります。

議案書1ページの総括表を説明いたします。

利用権設定関係総括表

神埼町、新規8件、再設定2件の計10件の、内訳は、田28筆の 39,485㎡と、畑5筆の 4,368㎡の計33筆の 49,571㎡
千代田町、新規1件、再設定22件の計23件の、内訳は、田96筆の 238,554㎡

脊振町、再設定1件 田2筆の 2,459㎡

神埼市の合計は34件の、内訳は、田126筆の 286,216㎡と、畑5筆の 4,368㎡の、計131筆の 290,584㎡となっております

ります。

なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定された各要件を満たしていると考えます。

総括表による説明は以上です。

(農用地利用集積計画の審議)

議 長

総括表の説明が終わりました。

次に、議案書2ページからの農用地利用集積計画 神埼町新規の申し出について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第5号、議案書を基に説明】

議案書2ページから5ページの、神埼町新規の申出について説明いたします。

議案書は、左から、土地の所在、地番、地目、面積、10aあたりの賃料、設定する利用権の種類、貸し付け人、借り受け人、利用目的、借賃料、設定の始期、終期となっております。

設定する内容は、5ページになります、田24筆の 39,485㎡と、畑5筆の 4,368㎡の、計29筆の 43,853㎡であります。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑等無い模様)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画 神埼町新規について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本件は、原案のとおり決定します。

(農用地利用集積計画の審議)

議 長

次に、議案書6ページの農用地利用集積計画 神埼町再設定の申し出について審議します。 事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第5号、議案書を基に説明】

議案書6ページの、神埼町再設定の申出について説明いたします。
設定する内容は、田4筆の 5, 7 1 8 m²であります。 説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)
(質疑等無い模様)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 農用地利用集積計画 神埼町再設定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本件は、原案のとおり決定します。

(農用地利用集積計画の審議)

議 長

ここでお諮りします。 議案書7ページ以降の千代田町 新規および再設定の審議であります。新規は1件のみで、再設定にも同じ農事組合法人関係の申し出がありますので、千代田町の新規および再設定については一括して審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(同意を得る)

議 長

ご同意いただきましたので、千代田町の新規および再設定の申し出を一括して審議します。 事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第5号、議案書を基に説明】

議案書7ページの千代田町新規および8ページから19ページの千代田町再設定の申出について説明いたします。

設定する内容は、7ページの新規につきましては、田1筆の 53㎡。
再設定につきましては19ページになります、田95筆の 238,501㎡であります。説明は以上です。

議長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議長

これより採決します。農用地利用集積計画、千代田町新規および再設定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成であります。よって本件は、原案のとおり決定します。

(農用地利用集積計画の審議)

議長

次に、議案書20ページの農用地利用集積計画 脊振町再設定の申し出について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第5号、議案書を基に説明】

議案書20ページの脊振町再設定の申し出について説明いたします。

設定する内容は、田2筆の 2,459㎡であります。説明は以上です。

議長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑等無い模様)

議長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議長

これより採決します。農用地利用集積計画 脊振町再設定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本件は、原案のとおり決定します。

(農政水産課担当者が入室、着席を確認)

(議案第6号 農振除外申請に伴う事前審査)

議 長

次に、別冊の議案第6号をお願いします。

農振除外申請に伴う事前審査について、農政水産課の説明を求めます。

農政水産課 【議案第6号、議案書を基に説明】

農政水産課の曾田と申します。

議案第6号 神崎市農業振興地域整備計画の変更に伴う事前審査について説明いたします。

この事前審査は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により、農業振興地域整備計画を変更するうえで、担い手への農地集約や団地化など、農地利用を適切に行っていくために農業委員会に意見を聞くことを目的としております。

それでは、着席して説明させていただきます。

3ページの農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画 変更協議総括表をお開きください。

神埼町2件、千代田町3件、脊振町1件の計6件。農用地区域からの除外申請となっております。

説明につきましては、総括表の項目順に番号、地区名、変更理由、地目、面積の順にしたがって説明をさせていただきます。

なお、申請人、申請地番、資料ページ数については記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。

1番は、千代田町 餘江地区に ○○ として、田1筆で、面積 2,497㎡の申請となっております。

2番は、神埼町 鶴地区に ○○ として、田1筆で、面積 3,582㎡の申請となっております。

3番は、千代田町 境原地区に ○○ として、畑1筆で、面積 29㎡の申請となっております。

4番は、千代田町 境原地区に ○○ として、田2筆で、面積 1,185㎡の申請となっております。

5番は、脊振町 鹿路地区に ○○ として、田1筆で、面積 4,15

3 m²の申請となっております。

6番は、神埼町 尾崎地区に ○○ として、田2筆で、面積 2, 233 m²の申請となっております。

詳細については、資料7ページ目以降の確認をお願いします。

神埼市農業振興地域整備計画の変更に伴う事前審査に関する説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(ここで議案資料の作成の仕方について委員より意見が出され、それに呼応して他の委員も意見されたことにより、質疑ではなく農政水産課担当との指摘と返答のやりとりが続く。)

(質疑)

委 員

今は一時転用されているところがありますね。元から転用計画だったのですか。

担 当

今の一時転用は神埼市が許可を得てしているところです。申請者は以前からこの土地の転用内容を検討していたところ、この計画につながったと言われていました。

委 員

一時転用ということは、一度農地に戻すのが原則ですよ。

事務局

はいそうです。計画予定時期が一時転用の終了予定と同じころなので、適切に指導します。

委 員

市が係っているとのことですが、こう言うのはなんですが、一時転用後の復旧も手間かかるので、すぐに転用計画があるならば、転用しやすいようにある程度復旧するとか下ごしらえしてやるとか、過剰な負担がかからないようにできたらですね。

事務局

過剰な負担の無いことは配慮したいですが、関係部署と適切な連携を

取って、制度に逸脱しないようにしたいと思っております。
(質疑等無い模様)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農振除外申請に伴う事前審査について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員承認であります。よって本件は、原案のとおり承認します。
農政水産課の担当者はおつかれさまでした。退出してください。
(農政水産課説明者の退室を確認)

(報告第1号 農地法第18条第6項の通知関係)

議 長

次に、別冊の報告第1号をご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認についての報告です。事務局の説明を求めます。

事務局 【報告第1号、報告書を基に説明】

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認についてご報告いたします。

農地法第18条第1項ただし書きの各号の規定により、農地の賃貸借について合意による解約などが行われた場合は、同法施行規則第66条により農業委員会に通知しなければならないとなっておりますので、受理したものを報告いたします。

内容は、農業経営基盤強化促進法による賃借権設定の合意解約で、所有権の移転や設定の期間、借り手の変更および農地転用に伴い行われたものであります。報告は以上です。

議 長

説明が終わりました。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑等無い模様)

議 長

それでは、報告第1号については以上で終わります。

議 長

以上で、本総会に付議された議案の審議は、全て終了しました。

これをもちまして、令和6年 第10回神崎市農業委員会総会を閉会します。 ご審議ありがとうございました。

11時15分 閉 会

神崎市農業委員会会議規則第21条第3項の規程により、ここに署名する。

令和6年12月4日

神崎市農業委員会

会 長 _____

13番副会長 _____

2番 副会長 _____